

「気象警報」発表時等の対応

(1) 気象警報の分類

適用される「気象警報」※「特別警報」も準じます。

大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風警報・暴風雪警報

適用されない「気象警報」

波浪警報・津波警報

(2) 気象警報時の措置

ア. 朝来市または養父市のどちらか一方、あるいは両市に（特別）警報発表の場合（「但馬南部」、「兵庫県北部」、「兵庫県全域」と発表の場合も同じ扱い）

午前6時に警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

イ. 但馬北部および播磨北西部の市町に警報が発表されたが、但馬南部には発表されていない場合

①但馬南部（朝来市、養父市）の生徒は安全を確認の上、登校する。

②但馬北部（豊岡市、香美町、新温泉町）及び播磨北西部（神河町）の警報発表地域に居住する生徒については、午前6時に警報が発表されている場合は、公欠とする。

ウ. 登校後に警報が発表された場合は学校の指示に従う。

エ. 気象警報発表の有無に関わらず、午前6時現在でＪＲ和田山駅～豊岡駅間が運休の場合、臨時休業とする。午前6時現在でＪＲ和田山駅～生野駅間が運休の場合、播但線利用者は公欠とする。

オ. 考查期間中において午前6時現在でＪＲ和田山駅～豊岡駅間またはＪＲ和田山駅～生野駅間が運休の場合、臨時休業とし、その考查は考查最終日の翌日（土日祝は除く）に実施する。